

第 22 期 愛知海区漁業調整委員会

第 9 回 会 議 議 事 錄

令和 4 年 6 月 15 日
海区漁業調整委員会委員室



| | | | | |
|-----------|---|-------|-------|-------|
| 日 時 | 令和4年6月15日（水）午前10時30分から午前11時00分まで | | | |
| 場 所 | 海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階） | | | |
| 議 題 | 第1号議案 まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問） 報告事項1 三重県大中型まき網漁業の操業区域について 報告事項2 愛知海区漁業調整委員会が承認するひき縄釣の年間予定について | | | |
| 出 席 委 員 | 山下三千男 | 黒田 勝春 | 稻垣 芳樹 | 鈴木 惣和 |
| | 山本 昌弘 | 中根 静夫 | 吉武 正康 | 小林 俊雄 |
| | 榎原 満男 | 鈴木 輝明 | 小林 清和 | 山下 金次 |
| | 吉田 和広 | 岩田 靖宏 | 長谷川桂子 | |
| 事 務 局 職 員 | | 書記長 | 鈴木 照夫 | |
| | | 主査 | 黒田 拓男 | |
| | | 非常勤職員 | 井上 容子 | |
| 農 業 水 産 局 | 水 産 課 | 担当課長 | 柴田 晋作 | |
| | " | 課長補佐 | 堀木 清貴 | |
| | " | 課長補佐 | 原田 誠 | |
| | " | 主 査 | 市來 亮祐 | |
| | " | 技 師 | 荒木 克哉 | |

| | |
|---------|--|
| 事務局（鈴木） | <p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>なお、水産振興監及び水産課長におきましては、議会において早期議案可決のために開催される農林水産委員会出席のため、本日は欠席となりました。ご了承ください。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、報告事項1、報告事項2の以上5種類でございますが、過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>[資料確認]</p> <p>それでは、ただ今から第9回愛知海区漁業調整委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>会長（山下三千男） 皆さん、こんにちは。</p> <p>第9回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案1件、報告事項2件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。</p> <p>事務局（鈴木） ありがとうございました。</p> <p>本日は定員15名のうち、15名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、山下会長に議長をお願いいたします。</p> |
|---------|--|

会長（山下三千男）

私が議長を務めますので、よろしくお願ひいたします。

では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、稲垣委員、長谷川委員にお願ひいたします。

ただ今より議事に入ります。

第1号議案の「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について」水産課から説明をお願いします。

水産課（原田）

「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について」、説明させていただきます。

漁業法第16条第1項に基づき、知事管理漁獲可能量を設定するにあたっては、同条第2項で海区漁業調整委員会に意見を聞くこととなっております。

今回は、特定水産資源のまさば及びごまさば太平洋系群に関して諮問させていただくものです。

最初に、諮問文を朗読させていただきます。資料の1ページを御覧ください。

「諮問文朗読」

2ページを御覧ください。

令和4管理年度である令和4年7月1日から令和5年6月30日までのまさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量は、本県の漁獲量が全国の漁獲シェア上位8割に入らないことから、令和3管理年度と同様、「現行水準」が国から配分されたため、本県の漁業に「現行水準」を設定しています。

この「現行水準」は、漁獲努力量を現状以下に抑えることによ

| | |
|-----------|---|
| | <p>り、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理を行うものとなります。</p> <p>なお、3ページ目は参考として漁業法条文の抜粋を載せております。</p> <p>4ページ目以降は、各都道府県へ国から示された配分数量を参考資料として添付しております。</p> <p>内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会の御承認をいただいた後は、漁業法第16条第3項に基づき、水産庁へ承認申請をすることになります。</p> <p>また、水産庁の承認後は、県公報での告示となります。その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、県法規担当との協議結果に従う、との御了解を合わせてお願ひいたしまして、御審議くださいますよう、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 会長（山下三千男） | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p> |
| 委員（多数） | (異議なし) |
| 会長（山下三千男） | <p>異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。</p> |
| 委員（全員） | (挙手全員) |
| 会長（山下三千男） | <p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> |

水産課（市來）

次に報告事項1の「三重県大中型まき網漁業の操業区域について」水産課から説明をお願いします。

報告事項1「三重県大中型まき網漁業の操業区域について」説明させていただきます。

資料1ページ目を御覧ください。

平成23年11月に三重県と「漁業に関する協定」が締結された後、平成24年2月に三重県から大中型まき網漁業漁船について、許可の条件のうち操業禁止区域を一部縮小する協議がありました。これに対し、関係漁業者団体の意見を伺った上で、許可の更新の度に協議することを条件として協議内容を認めることとしました。以降、許可の更新ごとに三重県から協議があり、今回も、令和4年5月に許可の更新にあたって協議があったものです。

協議の内容については従前から変更はございませんが、概要を御説明させていただきます。

資料2ページを御覧ください。協議内容を図で示しております。

図中、最上段の黒い破線が渥美半島の海岸線を、2段目以降の破線は海岸線からの距離を示しております。本来、20海里以内の海域は操業禁止区域となっておりますが、この協議により斜線の部分、

1月から2月は13海里まで、

3月から4月は12海里まで、

5月から10月は15海里まで、

11月は12海里まで、

12月は13海里までの区域が操業可能となります。

また、図の下部に記載のとおり、沖合12海里以遠15海里以内の区域においては、日没から日の出までの夜間は操業禁止となります。

資料1ページ、「3 本県の対応」にお戻りください。本県の関係する漁業者団体に意見を確認したところ、協議内容について異議は

| | |
|-----------|---|
| | <p>ございませんでした。これまでの経緯を踏まえ、協議内容を認めることとし、三重県に回答をいたしました。</p> <p>報告は以上となります。</p> |
| 会長（山下三千男） | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> |
| 委員（長谷川桂子） | <p>資料の読み方の質問です。</p> <p>1ページ目の協議内容の海岸線「愛知県の最大高潮時海岸線」と2ページ目図内の海岸線「渥美半島の最大高潮時海岸線」下の方の「愛知県の最大高潮時海岸線」とありますが、これらの海岸線等は同じなのか異なるのか教えてください。</p> |
| 水産課（市來） | <p>御質問につきまして、この協議は愛知の沖合の内、渥美外海の海域に関する協定ですので、こちらの図については、わかりやすくイメージできるよう、「渥美半島の海岸線」と表記させていただきました。協議自体は愛知県の最大高潮時海岸線からという内容で三重県から来ていますので、図の下部の夜間操業については「愛知県の」とさせていただきました。実態としては、いずれも「渥美半島から」と読み換えていただいて大丈夫です。</p> |
| 委員（長谷川桂子） | <p>これは外に対して示す基準ではないということですね。</p> <p>法令等に基づいた告示とか広く知らしめる際には、言葉の曖昧さが残るので不適切だと思う。協議なので、二者間で等しく共有できればいいかと思うが。</p> <p>しかし、部外者にはわかりにくいと感じました。</p> |
| 水産課（柴田） | <p>先生、御指摘ありがとうございます。</p> <p>この三重県からの協議につきましては、該当の図は添付しておりません。この図に関しては、あくまでもこの委員会で皆様にわかり</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>やすいようお示ししたということで、公式な図ではございません。ですが、先生御指摘のとおり、少し文言の統一が必要かなと思いますので、今後はしっかり整理していくようにいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> |
| 委員（長谷川桂子） | <p>「愛知県の」というのは「渥美半島の」という意味なんですね。</p> |
| 水産課（柴田） | <p>そうですね。</p> <p>三重県からの協議につきましては、愛知県からの沖合、実質的には渥美半島からの距離ということで意味は同じです。</p> |
| 委員（長谷川桂子） | <p>沖合というのは伊勢湾側ではなく、太平洋側ということなんですね。</p> <p>文章だけでわかるというのも必要かなと思います。</p> |
| 会長（山下三千男） | <p>ありがとうございました。</p> <p>他に何か御質問はございますか。ないようですので、</p> |
| | <p>次に報告事項2の「愛知海区漁業調整委員会が承認するひき縄釣の年間承認予定について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局（黒田） | <p>報告事項2の「愛知海区漁業調整委員会が承認するひき縄釣の年間承認予定について」御説明いたします。</p> <p>資料の1ページの「1 遊漁者によるひき縄釣の承認制の概要」を御覧ください。</p> <p>遊漁者が行うひき縄釣に関しましては、令和3年3月5日付で、愛知海区漁業調整委員会指示による承認制を導入いたしました。</p> <p>そして、前回4月に開催されました第8回委員会にて、当該指示の継続を御審議いただきました結果、指示の有効期間を令和4年6</p> |

月1日から令和5年5月31日まで更新したところであります。

承認につきましては、委員会指示に規定した基準に基づき、基準を全て満たす大会のみを承認して参ります。

承認の基準は、

ア 愛知県内のマリーナの管理・運営者が主催又は共催し、愛知県内に所在する漁港又は港湾を大会根拠地とするものであること。

イ 漁業調整上及び水産資源の保護培養上支障が生じるおそれがないこと。

ウ 採捕の期間が連続して4日以内であること。

エ 日の出から日没までの採捕であること。

オ 参加する船舶が40隻以内であること。

となっております。

続きまして、「2 開催が予定されている大会」を御覧ください。

現在把握しております大会は4つございまして、7月から9月にかけて、計7回の開催が予定されております。

これらの大会につきましては、いずれも承認基準を満たしております。また、ここに記載した大会以外に申請があった場合につきましても、承認基準を満たしている場合は承認していくこととなります。

承認後は、速やかに委員の皆様および県内海面漁協に大会開催について周知してまいります。

なお、表の一番左の大会、「三河みとマリーナ ビッグワンフェス」の承認基準ウの欄の①にあります初回開催につきましては、5月下旬に大会開催を承認し、先日6月11日、12日に開催されました。特に漁業者とのトラブルは発生せず、円滑に行われたと聞いております。

報告は以上でございます。

会長（山下三千男）

ありがとうございました。

ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。

以上で本日予定の議題はすべて終了しました。

これをもちまして第9回委員会を終了します。委員の皆様方、お疲れ様でした。

議長

委員

委員

